

派遣従業員退職金規程

スタイルファクトリー株式会社

令和2年4月1日

第 1 条 [目 的]

この規程は、スタイルファクトリー株式会社（以下会社という）の退職金に関して定めたもので、永年勤続して退職した者に対して在職中の功労に報い、かつ退職後の生活の一助とすることを目的とします。

第 2 条 [適用範囲]

この規程は、派遣従業員に適用するものであり、次の従業員には適用しません。

- (1) 契約従業員・パートタイマー・アルバイト
- (2) 正規従業員であっても65歳以降で入社した者
- (3) 正規従業員

第 3 条 [受給資格]

退職金は、勤続年数が3年以上になった派遣従業員が、次に掲げる事由で退職するときに支給します。

- (1) 定年退職するとき
- (2) 会社都合により退職するとき
- (3) 業務上または通勤上の傷病により退職するとき
- (4) 死亡したとき
- (5) 取締役就任したとき
- (6) 自己都合退職するとき
- (7) 私傷病によって退職するとき
- (8) 休職期間満了によって退職するとき

2、前項の定めにかかわらず、フルタイム以外の派遣従業員の場合、初めて勤務した日から3年以上経過し、かつ、実勤務した合計時間数が6,228時間に達した時点で退職金支給対象とします。

第 4 条 [退職金および支給区分]

退職金は、「登録解除時の時給×173H×別表1の係数」により算出します。

※別表1の係数は、「中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）の統計と比較して同等以上となるようにしています。

2、フルタイム以外の派遣従業員については、登録解除時までの実勤務合計時間数を2,076時間で除して勤続年数を算出します。なお、1ヶ月未満の部分は切り捨てとします。

2、退職金の金額には、定年退職金等のA区分と自己都合退職金等のB区分の2種類があり、次のとおりとします。

<A区分>

定年退職するとき

解雇など会社都合により退職するとき

業務上の傷病により退職するとき
通勤上の傷病により退職するとき（故意または重大な過失のある場合を除く）

死亡退職するとき（業務上外を問わない）

取締役就任したとき

< B区分 >

自己都合退職するとき（論旨退職を含む）

私傷病によって退職するとき

休職期間満了によって退職するとき

故意または重大な過失による通勤上の傷病により退職するとき

第5条 [不支給]

以下に該当する者には、退職金を支給しません。

- (1) 派遣従業員就業規則等に違反して懲戒解雇された者
- (2) 退職後に、在職中に懲戒解雇事由に該当するを行っていたことが発覚した者（退職金が支払済の時は返還請求します）
- 2、退職後、支給日までの間に在職中の行為について、本規程による不支給事由または減額事由、およびそれに準ずる行為が発覚した場合は各事由に応じ不支給または減額します。

第6条 [勤続年数]

勤続年数の計算は、入社日（最初に勤務した日、以下同じ）から登録解除日までとします。

2、この規程が実施される前の勤続年数は通算しません。

3、以下の期間については勤続年数に通算しません。

- (1) 派遣従業員として入社日前に、正規従業員、契約従業員・パートタイマー・アルバイトとして勤務していた期間
- (2) 過去に当社において退職金受給した場合はその算定対象となった期間

第7条 [退職金の支給時期]

退職金は、原則として登録解除後3ヵ月以内に支払うこととします。

また、次に該当するときは、支払いを留保することがあります。

- (1) 退職時において不正行為等の疑義がある者
- (2) 債務の精算が未処理の者
- (3) 会社の施設などを利用している者は、当該施設を完全な状態にして返還するまで
- (4) 会社または派遣先が貸与した社章・カギなどを返還していない者

第8条 [使用人兼務役員就任時の取扱い]

使用人兼務役員に就任したときは、原則としてその役員就任時に退職金を支

払うこととします。

第9条 [定年後の継続雇用との関係]

退職金は、定年を迎えたときに支給します。その後の勤務に対しては退職金を支給しません。

第10条 [従業員の死亡時]

従業員が死亡したときは、その退職金を遺族に支給します。その遺族の順位は、労働基準法施行規則で定めるとおりとします。

第11条 [規程の改定]

この規程を施行した当時と比べて、社会経済情勢並びに金利が著しく変動した場合、および当社を取り巻く環境の著しい変化等により必要がある場合には、従業員代表と協議の上、退職金の見直しをすることがあります。

2、別表1の係数については、法律の定めに応じて見直します。

第12条 [附則]

本規程は、令和2年4月1日から施行します。

(参考)

モデル退職金（調査産業計） (月)

勤続年数	高校卒 (自己都合)	高校卒 (会社都合)	勤続年数	高専・短大卒(自己都合)	高専・短大卒(会社都合)	勤続年数	大学卒 (自己都合)	大学卒 (会社都合)
1	0.4	0.6	1	0.4	0.7	1	0.4	0.7
3	1.0	1.5	3	1.0	1.6	3	1.1	1.7
5	1.7	2.5	5	1.8	2.6	5	1.9	2.7
10	3.8	5.2	10	4.3	5.5	10	4.4	5.7
15	6.5	8.6	15	7.1	8.8	15	7.4	9.1
20	9.7	11.9	20	10.6	12.3	20	10.7	12.5
25	13.4	16.0	25	14.5	16.5	25	14.8	16.5
30	16.7	19.6	30	18.4	20.5	30	18.7	20.3
35	20.2	23.2	35	21.8	23.8	33	21.5	23.3
37	21.2	24.1	定年	-	27.9	定年	-	28.0
定年	-	29.0						

平成30年中小企業の賃金・退職金事情（東京都）

「平成30年中小企業の賃金台帳金事情」（東京都）の大学卒の場合の支給率（月数）に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合（71.3%）をかけた数値を比較対象としています。

なお、退職一時金受給のための最低勤続年数において最も回答割合が高かったものは、自己都合退職及び会社都合退職ともに3年。

別表 1

	B 区分	A 区分
3	0.8	1.3
4	1.1	1.6
5	1.4	2
6	1.8	2.4
7	2.1	2.8
8	2.5	3.3
9	2.8	3.7
10	3.2	4.1
11	3.6	4.6
12	4	5.1
13	4.5	5.6
14	4.9	6.1
15	5.3	6.5
16	5.8	7
17	6.3	7.5
18	6.7	8
19	7.2	8.5
20	7.7	9
21	8.3	9.5
22	8.8	10.1
23	9.4	10.7
24	10	11.2
25	10.6	11.8
26	11.2	12.4
27	11.7	12.9
28	12.3	13.4
29	12.8	14
30	13.4	14.5
31	13.8	15
32	14.2	15.4
33	14.6	15.8
34	15	16.2
35	15.4	16.7
36	15.4	18.3
37	15.4	20
38	15.4	20

39	15.4	20
40	15.4	20
41	15.4	20
42	15.4	20